

東京地方裁判所 平成24年(行ウ)第347号, 同第501号, 同第502号
給与等請求事件

原告 日本国家公務員労働組合連合会行政職部会ほか370名

被告 国

準備書面(6)

平成26年7月17日

東京地方裁判所民事第19部C2b係 御中

被告指定代理人

川	村	政
佐	藤	晶
齋	藤	
山	田	一
永	高	正
久	野	
赤	坂	尚
重	里	佳
若	林	大
北	林	ゆ
山	内	亮
竹	下	
井	村	健

史野代
子野代
大野代
哉
明
綾野代
哉赤野代
宏野代
督野代
野野代
輔野代
勝野代
野代

被告は、本準備書面において、原告らの平成26年（2014年）5月2日付け訴えの変更申立書（以下、「本件訴えの変更申立書」という。）による変更後の請求の趣旨に対して答弁し、併せて、本件訴えの変更申立書による変更部分に関する請求の原因に対する認否を行う。

なお、略語等は、従前の例による。

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
ととの判決を求める。

第2 変更後の請求の原因（訴えの拡張の理由）に対する認否

給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置が、平成26年3月までの2年間にわたって実施されたことは認める。

本件訴えの変更申立書に添付された「公務員賃下げ違憲訴訟 原告別給与差額表」（以下「給与差額表」という。）記載の各金額のうち、「差額」欄の各金額は認め、「平成24年5月分～平成26年3月分までの合計」欄及び「平成24年4月分～平成26年3月分までの合計」欄記載の各金額については、同金額が、給与改定・臨時特例法に基づき、同表記載の各原告が受けた実際の減額分を超えるものでないという限度において認める。（なお、原告番号326ないし330の原告らに係る変更後の請求の趣旨第3項には、給与差額表の「平成24年6月分～平成26年3月分までの合計」とあるが、同原告らに係る給

与差額表〔本件訴えの変更申立書14ページ〕にはこれに対応する記載欄はない。）